

【資料編】

VIII 東京都等の基地対策

3 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

資料 117

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会規約

（名 称）

第1条 この会は、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道府県（別表に掲げる都道府県。以下「都道府県」という。）相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 この協議会は、都道府県の知事を会員として組織する。

（事 業）

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）問題の解決策を図るための関係会議の開催
- （2）情報の収集及びその伝達
- （3）関係機関への要望等
- （4）広報活動及び情勢分析
- （5）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（役員の任期等）

第6条 会長及び副会長（以下「役員」という。）は会員の互選により定める。

- 2 役員の任期は2年とする。
ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

（会 議）

第7条 会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期

総会は毎年1回、臨時総会は必要のつど開催する。

- 2 総会は、要望書の採択、役員の改選、規約の改正、その他重要な事項を決議する。
- 3 会議は、会長が招集し会員の定数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

（幹 事）

第8条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

- 2 幹事は、都道府県の渉外事務主管部長または都道府県知事の指名する者をもってあてる。
- 3 幹事のうち、会長の属する都道府県の幹事を幹事長とする。

（幹事会）

第9条 予算・決算等協議会の運営に関する事項、総会に提出すべき事項、総会から付議された事項及び緊急を要する事項を審議させるため、協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

- 2 予算の決定及び決算の承認は、幹事会において行う。
- 3 幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要のつど開催する。
- 4 第7条第3項から第5項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

（会計監事）

第10条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、会長が任命する。

- 2 会計監事の任期は2年とする。

（庶 務）

第11条 この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

（経 費）

第12条 協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

- 2 分担金の金額は別に定める。

（会 計）

第13条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌

年3月31日に終る。

附 則

- 1 この規約は、昭和37年1月12日から施行する。
- 2 この規約施行の日後最初に選任された役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、昭和38年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成2年8月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年7月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月25日から施行する。

（別 表）

北海道 青森県 茨城県 埼玉県
千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
静岡県 京都府 広島県 山口県
福岡県 長崎県 沖縄県

資料 118

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の令和7年度「基地対策に関する要望」

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

近年相次ぐオスプレイに関する事故をはじめとする航空機事故、原子力艦等の艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症についても、その対策に万全を期すことが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本的見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成30年7月及び令和2年11月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

令和7年7月30日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：渉外知事会）

会 長	神奈川県 知事	黒 岩 祐 治
副会長	青 森 県 知事	宮 下 宗一郎
副会長	長 崎 県 知事	大 石 賢 吾
副会長	沖 縄 県 知事	玉 城 デニー
	北 海 道 知事	鈴 木 直 道
	茨 城 県 知事	大井川 和 彦
	埼 玉 県 知事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知事	小 池 百合子
	山 梨 県 知事	長 崎 幸太郎
	静 岡 県 知事	鈴 木 康 友
	京 都 府 知事	西 脇 隆 俊
	広 島 県 知事	湯 崎 英 彦
	山 口 県 知事	村 岡 嗣 政
	福 岡 県 知事	服 部 誠太郎

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の令和7年度「基地対策に関する要望」の主な項目

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

2 日米地位協定の改定

- (1) 基地使用の可視化
- (2) 環境条項の新設
- (3) 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- (4) 国内法適用の拡充
- (5) 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- (6) 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- (7) 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

3 国による財政的措置等の新設・拡充

- (1) 基地交付金等の増額等
- (2) 地域振興策の新設・拡充
- (3) 基地跡地の返還に係る支援
- (4) 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化
- (5) 環境汚染対策費の新設

資料 119

米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請

令和 6 年 7 月 24 日

外務大臣 上川 陽子 殿

防衛大臣 木原 稔 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

会 長 神奈川県 知事 黒 岩 祐 治

副会長 青 森 県 知事 宮 下 宗一郎

副会長 長 崎 県 知事 大 石 賢 吾

副会長 沖 縄 県 知事 玉 城 デニー

北海道 知事 鈴 木 直 道

茨 城 県 知事 大井川 和 彦

埼 玉 県 知事 大 野 元 裕

千 葉 県 知事 熊 谷 俊 人

東 京 都 知事 小 池 百合子

山 梨 県 知事 長 崎 幸太郎

静 岡 県 知事 鈴 木 康 友

京 都 府 知事 西 脇 隆 俊

広 島 県 知事 湯 崎 英 彦

山 口 県 知事 村 岡 嗣 政

福 岡 県 知事 服 部 誠太郎

昨年 12 月、沖縄県で米空軍兵による 16 歳未満の少女に対するわいせつ誘拐、不同意性交等事件が発生し、今年 5 月に米海兵隊員による女性に対する不同意性交等致傷事件が発生しました。また、詳細は不明ですが、この他にも同県では、昨年以降、3 件の性的暴行事件があったことが明らかになっています。

同県では、平成 7 年には米軍人による女兒暴行という痛ましい事件があり、その後も、全国で米軍人等による事件・事故が度々発生する中、本協議会では、繰り返し、事件・事故防止を求めてきました。しかし、再び、このような事件が起きたことは極めて遺憾です。

これまでも、国からは、在日米軍は、犯罪防止に向けて研修の実施等に取り組んでいるとの説明を受けてきましたが、今回の事件を踏まえれば、十分なものではなかったと言わざるを得ません。

また、これらの事件については、国から関係自治体に対する情報提供が一切なく、その結果、関係機関、地域が連携した安全確保の取組等、事件後の対応をとることができませんでした。

速やかな対応等を図るため、米軍人等に関わる重大事件については、被害者のプライバシー等に十分配慮したうえで、関係自治体等が適時適切な情報提供を受ける必要があります。

国は情報共有体制の見直しを明らかにしましたが、引き続き検証のうえ事件が発生した自治体に対する必要な措置を講じるべきです。

については、日米両国政府で連携のうえ、次の措置を実施するよう強く求めます。

記

1 在日米軍が実施している研修などが実効性のあるものとなるよう不断に検証を行い、これを徹底するなど、事件・事故の再発防止に向けて必要な体制を構築すること。

また、米軍人等による事件・事故防止のため、地域の求めに応じて、国・関係自治体・米軍等が協力し対策を協議・調整する場を新たに設けること。

2 今回の事件を踏まえ、リバティ制度における外出制限措置の更なる厳格化等、再発防止の徹底を図るとともに、被害者に対する適切な補償を遅滞なく実施すること。

3 米軍人等に関わる重大事件について、引き続き、プライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への通報を徹底すること。

4 日米地位協定を改定し、日本側が米軍人等の身柄の引き渡しを求める場合には確実に引き渡しが行われるようにするなど、これまでの渉外知事会の要請を踏まえ、日米地位協定の司法手続き全般について見直しを図ること。

また、改定までの間も、平成 7 年の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意を見直し、起訴前の拘禁移転の対象である「強姦」を「不同意性交等罪」に改めるなど、不同意性交等罪の扱いを明確化すること。

資料 120

航空機事故後の対応等に関する特別要請

令和 6 年 7 月 24 日

外務大臣 上川 陽子 殿

防衛大臣 木原 稔 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

会長 神奈川県知事 黒岩 祐治

副会長 青森県知事 宮下 宗一郎

副会長 長崎県知事 大石 賢吾

副会長 沖縄県知事 玉城 デニー

北海道知事 鈴木 直道

茨城県知事 大井川 和彦

埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都知事 小池 百合子

山梨県知事 長崎 幸太郎

静岡県知事 鈴木 康友

京都府知事 西脇 隆俊

広島県知事 湯崎 英彦

山口県知事 村岡 嗣政

福岡県知事 服部 誠太郎

航空機事故が発生した際の対応について、当協議会として、日米間で連携して徹底した安全対策に取り組むとともに、事故後の十分な情報提供を行うよう、繰り返し求めてきました。また、日米合同委員会において、これまで、日本側が要請した際は、原則として 6 か月以内に米軍航空機の事故調査報告書の写しを提供すること（平成 8 年 12 月合意）や、航空機事故が発生した際に通報する事項等（平成 9 年 3 月合意）が合意されてきました。

一方で、令和 5 年 11 月に発生したオスプレイ墜落事故後の対応においては、当初、日本側が安全確認後の飛行を求めたにもかかわらず、一部機種が飛行が継続され、また、日本側が国内でのオスプレイの運用再開前の丁寧な説明を行いたいとの意向を示したにもかかわらず、日米両国政府間での調整を踏まえた、国の説明が運用再開の前日となるなど、米軍が講じる安全確保策等に日本側の意向が反映

されなかったと考えざるを得ません。さらに、その間の日米間の協議内容が明らかでなかったことや、運用再開時に、事故原因や再発防止策等の具体的な内容が、関係自治体に対して情報提供されなかった点も課題でありました。

今後は、二度とこのような事故が起きないように、徹底した安全対策に取り組むことが重要であります。併せて、万が一、航空機事故が発生した際に備え、今回の事故で明らかになった課題の解決に取り組むべきです。

そこで、日米両国政府で連携のうえ、次のことを実現するよう強く求めます。

1 重大な航空機事故が発生した際に、米軍が講じる安全確保策に日本側の意向が十分に反映されるよう、日米合同委員会の下に設置されている事故分科委員会の拡充や、日米地位協定の見直しを含め、必要な体制を構築すること。

また、日米間での事故後の安全対策に関する協議状況について、速やかに関係自治体に対して情報提供するよう、日米間で取り決めること。

2 日本側から、基地周辺住民の不安解消のため、同型機の飛行停止の申入れがあった際は、安全が確認され、関係自治体に対して事故原因や安全対策等の十分な情報提供を行うまでは飛行を停止するよう、日米間で取り決めること。

3 航空機事故が発生した際に、事故原因や再発防止策の具体的な内容、飛行停止や飛行再開の判断根拠などの航空機の安全性に関する情報を早期に関係自治体に示すことができるよう、日米間で必要な調整を行うこと。

特に、最終的に事故調査報告書が提供されるまでの間においても関係自治体に対して情報提供できるよう、情報提供事項について可能な限り事前に日米間で取り決めること。

4 特に、オスプレイについては、令和 5 年 11 月に発生した墜落事故を踏まえ、今後とも、安全対策を徹底するとともに、その安全対策に関する事項について、適時適切に関係自治体に対して情報提供すること。

資料 121

日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する

特別要請

令和 7 年 7 月 30 日

外務大臣 岩屋 毅 殿

防衛大臣 中谷 元 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

会 長 神奈川県 知 事 黒 岩 祐 治

副会長 青 森 県 知 事 宮 下 宗一郎

副会長 長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

副会長 沖 縄 県 知 事 玉 城 デニー

北海道 知 事 鈴 木 直 道

茨 城 県 知 事 大井川 和 彦

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

東 京 都 知 事 小 池 百合子

山 梨 県 知 事 長 崎 幸太郎

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

広 島 県 知 事 湯 崎 英 彦

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

福 岡 県 知 事 服 部 誠太郎

日米地位協定については、当協議会として、早急な改定を行うよう、繰り返し求めてきました。

しかしながら、日米地位協定は、我が国を取り巻く安全保障環境や我が国の社会経済環境の変化にも関わらず、60年以上改定されていない状況にあります。

その間、事件・事故、航空機騒音など基地から派生する様々な基地問題が生じており、近年では、新型コロナウイルス感染症、PFOS 等の環境問題等が発生しました。

これまで基地問題が発生する都度、日米両国政府は運用改善で対応してきましたが、問題の抜本的解決のためには、米軍の活動に国内法を適用するなど、地位協定改定が不可欠です。

石破総理大臣は日米同盟強化のためにも日米地位協定の改定が必要であるとの考えであり、昨年 10 月以降、地

位協定改定を含めた「アジアにおける安全保障の在り方」について国内での検討が進められていると承知しています。検討を加速するとともに、早期に日米間での協議を開始するなど、改定に向けた取組を進める必要があります。

当協議会は、日米安全保障体制の必要性は理解しており、これまで実施してきた要望事項は、在日米軍の駐留に伴う諸問題を解決し、より望ましい日米安全保障体制を構築する上で重要なものであると考えます。

我々地方公共団体の意見を聴取した上で、基地周辺住民の意向を踏まえ、現状に即した日米地位協定の在り方を日米で連携し検討すべきです。

そこで、日米両国政府で連携し、次の措置を実施するよう強く求めます。

- 1 日米地位協定改定に向け、現在行われている国内での検討を加速するとともに、早期に日米間での協議を開始すること。
- 2 地位協定改定にあたっては、本協議会のこれまでの要望事項を踏まえ、米軍の活動に国内法を適用するなど、基地が所在する地域の意向に沿ったものとする。
- 3 特に、地位協定改定にあたっては、基地に関係する地方公共団体の意見を聴取する機会を設けること。

